

特別定額給付金

の申請受付を開始しています

1人当たり
10万円

- 対象 令和2年4月27日時点で御代田町に住居登録のある方
- 申請できる方 世帯主
- 申請期間 8月21日(金)まで

郵送による申請

- 申請書が自宅に届きます
申請書(世帯情報入)を各世帯へ5月18日に郵送しています。
- 郵送で申請します
必要事項を記入し、申請者の本人確認書類(運転免許証等)の写しと振込口座の確認書類(通帳等)の写しを同封の上、返信用封筒で郵送してください。

マイナンバーカードによる申請

世帯主がマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナポータルから振込口座等を入力した上で、振込口座の確認書類をアップロードし、電子申請をしてください。



マイナポータル
二次元コード

<給付方法> 申請書に記入漏れや誤りがなければ、おおむね2週間程度で指定の口座へ振り込みとなる予定です。
※振込先口座は、世帯主の本人名義の口座を指定してください。

振込日	6月10日(水)	6月22日(月)	6月30日(火)
	7月10日(金)	7月20日(月)	7月31日(金)
	8月11日(火)	8月20日(木)	8月31日(月)
	9月10日(木)	9月23日(水)	

特別定額給付金詐欺にご注意を！ 町が現金預払機の操作をお願いすることは絶対にありません。

問い合わせ先 企画財政課企画係(32)3112

郵送による手続きを推進しています

町では新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、窓口申請の簡略化・接客時間の短縮を図ることとしています。そこで、国民健康保険に関する以下の手続きが郵送で、できるようになりました(役場窓口でも手続きは可能です)。

<手続き>

国民健康保険に加入する手続き

国民健康保険を脱退する手続き

高額療養費支給申請の手続き
(申請書がご自宅に届いた方が対象)

高額な治療を受けるときの手続き

保険証等再発行の手続き

申請書などは町ホームページからダウンロードしてください。手続きに必要なものはそれぞれの手続きで異なります。詳細は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ
二次元コード

郵送前に次のことを確認してください！

- 連絡先は記入してありますか？
- 必要書類はそろっていますか？
- 提出書類に記入漏れはありませんか？

<<郵送先>> 〒389-0292 御代田町大字馬瀬口1794番地6
御代田町役場 保健福祉課 国保年金係 行

上記以外の手続きについても、郵送でできる場合もありますので、まずは電話でお問い合わせください。

問い合わせ先 保健福祉課国保年金係(31)2512

こののぼりが目印です



町民の皆さまへ

登録店舗はのぼり旗が目印となっています。「御代田町TAKEOUT」というお店を紹介するポータルサイトにも掲載されています。

営業時間の短縮や外出の自粛により、来客者が減少している飲食店。こんなときだからこそ町内の飲食店をご利用いただき、応援をお願いします！

※緊急事態宣言を受け、お店の営業やテイクアウトはとて流動的です。ご注文の際は、事前にお店に直接確認をしてください。



<https://miyota.movabletype.io/>

【例・通常価格1,000円の商品】

会計時に、お客さまには700円で販売(消費税別)し、残りの300円分を町で全額を補助します。

みよたんの お持ち帰り割引大作戦！

宅配もOK！

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、テイクアウト・デリバリーに取り組み町内飲食店を支援するため、「みよたんの持ち帰り割引大作戦！」(宅配もOK)「事業を始めました。テイクアウト・デリバリーを提供する町内飲食店のうち、町に登録された店舗で、テイクアウト・デリバリーを利用すると、会計時に30%割引で購入することができます(対象の事業者や手続きの流れなどの詳細は町ホームページをご確認ください)。

さらに、30%割引でテイクアウト・デリバリーが利用できる登録店舗の情報を多くの方にお知らせできるように、特設サイト「御代田町TAKEOUT」や町公式SNSなどに掲載していますので、ご確認ください。

事業者向けみよたん給付金 (1事業者当たり10万円)

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、業種によって売上などが減少している町内の事業者に対して、町独自に支援するため、定額の給付金を支給します。

支給する対象

令和2年5月1日時点で、日本標準産業分類の大分類における「製造業※」「運輸業郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業※」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」に該当し、町内に事業所を有する事業者。

原則として、前年同期と比較して売上などが減少している事業所。

※詳細は町ホームページをご覧ください。

申請から給付までの流れ

- 1 町ホームページ上から申請書様式をダウンロードまたは希望により、申請書様式を町から送付します。
- 2 申請書に記載の上、添付書類と併せて郵送により申請してください。
- 3 支給方法
原則、事業所の口座へ振り込み

● 申請期間

7月20日(月)まで(消印有効)

● 必要書類

- 1 法人事業者は、直近の法人町民税の確定申告書の写し
- 2 個人事業者にあつては、平成31年の確定申告書の写しまたは住民税申告書の写しおよび業種名を記載した収支内訳書の写し
- 3 令和2年1月1日以降に開業し、1、2の書類を添付できない事業者は、開業届の写しまたは営業に必要な各種許可の写し
- 4 その他町長が必要と認める書類(申請書に添付書類の記載があります)

申し込み・問い合わせ先

産業経済課商工観光係
(32)3113



御代田町観光キャラクター
みよたん©



町ホームページ
二次元コード

新型コロナウイルス感染症等に関する農業者相談窓口

○開設期間：4月30日(木)～当面の間

○相談窓口

【平日の午前8時30分～午後5時】
佐久農業農村支援センター 電話：0267(63)3167

【土日祝祭日の午前8時30分～午後5時】
長野県庁(農業技術課) 電話：026(235)7223

「新型コロナウイルス感染症等に関する農業者相談窓口」の設置

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、農産物の消費の低迷など県内農業者の経営への影響が懸念されています。このたび、長野県により、相談対応や情報提供などを行う「新型コロナウイルス感染症等に関する農業者相談窓口」が設置されました。相談などをされる場合は、電話でご連絡ください。